

○芦屋町教育委員会後援等に関する事務取扱要綱

令和3年12月3日教育委員会告示第24号

芦屋町教育委員会後援等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芦屋町教育委員会（以下「委員会」という。）が後援、名義後援、共催及び協賛（以下「後援等」という。）を行う事業の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (2) 名義後援 事業の趣旨に賛同し、その開催にあたって名義の使用をもって支援することをいう。
- (3) 共催 事業の企画又は運営に参画し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (4) 協賛 事業の企画又は運営には参画しないが、事業の趣旨に賛同し共催に準じて協力することをいう。

(名称)

第3条 後援等をするときの名称は、「芦屋町教育委員会」とする。

(後援等の対象)

第4条 委員会は、教育、学術、文化及びスポーツの普及振興に寄与するもので、公共性があると認められる事業に対して、後援等をするものとする。ただし、次に掲げるものについては、後援等をしない。

- (1) 委員会の基本的な教育方針に合致しないと認められるもの
- (2) 営利を目的とするもの。ただし、入場料等を徴するものであって、その料金が事業の目的、内容等から判断して適正な額であると認められるものを除く。
- (3) 金品の寄与若しくは援助、事業への参加等を強要するもの又はその外形から判断してこれらを強要していると参加者に誤解を与えるおそれがあるもの
- (4) 特定の思想若しくは信条の普及又は宣伝を目的とすると認められるもの
- (5) 特定の地域、団体等一部の者を対象とするもの
- (6) 事業の実施に当たり、運営上の問題があるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、後援等をするのが適当でないと認められるもの

(主催者)

第5条 委員会が後援等をする場合の事業の主催者は、次に掲げる者でなければならない。

- (1) 国、地方公共団体又はこれに準ずる公共的団体
 - (2) 学校、学校連合体又はこれに準ずる団体
 - (3) 公益法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人。ただし、実質的に活動を休止している者及び国、地方公共団体からその運営について文書による改善の指導を受けている者を除く。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が適当と認める者
- (申請)

第6条 委員会の後援等を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、後援等申請書（様式第1号）を事業開催日の30日前までに教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、必要に応じて事業の内容に関する資料の提出をさせることができる。
- (承認等の通知)

第7条 教育長は、前条の申請があったときは、すみやかにその内容を審査し、かつ関係課があるときはその意見を附し、後援等が適当と認めるものについては後援等承認通知書（様式第2号）、後援等が不適当と認めるものについては後援等不承認通知書（様式第3号）により申請人に通知するものとする。

- 2 教育長は、承認をする場合には、必要に応じて条件を付することができる。
- (報告)

第8条 教育長は、必要があると認めるときは、後援等を承認した事業の実施状況その他必要な事項について、申請人に後援等実績の報告を求めることができる。

(取消等)

第9条 教育長は、後援等をした場合において、当該事業の内容、実施状況等が申請内容と異なり、又は承認の条件に違反することが判明した場合は、申請人に対し、是正のための措置を求め、又は後援等の承認を取り消すことができる。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。